

京都駅東部・東南部エリア「若者・アートモデル地区」創出に係る  
アートプロジェクト企画運営業務提案募集要項

**1 募集の趣旨**

次の2及び3に示す委託業務の受託候補者を選定するため、当該委託業務に係る提案を公募型プロポーザル方式で募集するものです。

**2 委託業務の概要**

(1) 委託業務名

京都駅東部・東南部エリア「若者・アートモデル地区」創出に係るアートプロジェクト企画運営業務

(2) 履行期間

契約の日から令和7年12月31日まで

**3 委託業務の目的及び内容**

別添「仕様書（提案用）」のとおり

**4 受託候補者に求める資格（応募資格要件）**

受託候補者は、次の要件を全て満たす個人、法人又は団体とします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者（入札参加停止期間中の者を除く。）であること。又は、以下の要件を全て満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - イ 本業務に類似する事業を1年以上継続して実施していること。
  - ウ 法人税又は所得税及び消費税の滞納がないこと。
  - エ 京都市の市民税及び固定資産税の滞納がないこと。
  - オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。
  - カ 法令の規定により、本業務について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
  - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (5) 共同事業者による参加の申込にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
  - ア 共同事業者の全ての構成員は、上記(1)～(4)の要件の全てを満たすこと。

- イ 共同事業者の中から代表となる個人、法人又は団体（以下「代表者」という。）を定め、本市への質疑や書類の提出等は代表者が行うこと。  
なお、原則として代表者の変更は認めない。
- ウ 代表者以外の構成員については、代表者が負担する一切の義務履行に関し、連帯してその責務を負うこと。
- エ 契約の締結に当たっては、代表者を契約の相手方とする。
- オ 共同事業者の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業者の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

## 5 参加希望申出書、提案書等の提出

### (1) 提出書類及び部数

- ア 参加希望申出書〈6部（原本1部及び複写5部）〉**第1号様式**
- イ 共同事業者の協定書の写し〈6部〉**【任意様式】**※該当する場合のみ  
代表者名と構成員名を記載すること。
- ウ 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）〈6部〉**【任意様式】**
- エ 業務実施体制表及び企画運営担当者等の経歴〈6部〉**【任意様式】**  
本業務において、企画運営を主に担当する者（以下「アートプロジェクトディレクター」という。）を定めてください。人数は問いません。  
なお、本業務のアートプロジェクトディレクター等の実施体制については、業務完了まで特別な事情がない限り変更することはできません。
- オ 業務実績調書〈6部〉**第2号様式**  
本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載してください（複数の業務実績を有する場合は、最大5件まで）。
- カ 提案書〈6部（原本1部及び複写5部）〉**第3号様式**  
仕様書の内容に沿って簡潔にまとめてください。
- キ 見積書〈6部（原本1部及び複写5部）〉**第4号様式**  
本業務の受託見積金額を記入してください。  
なお、第4号様式とは別に具体的な内訳が明記された見積書（任意様式）も提出してください。

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、上記書類に加えて、次の書類を提出してください。

なお、「ケ」～「ス」については、選定結果通知後1週間以内の提出でも構いませんが、税金、水道料金等の未納があり応募資格を満たさないと判明した場合は、受託候補者の地位を取り消すことがあります。

ク 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉

※ 個人事業主の場合は開業届の写し

ケ 印鑑証明書〈1部〉

コ 納税証明書（国税（法人税又は所得税及び消費税）及び京都市税（市民税及び固定資産税））〈各1部〉

※ 国税は、個人は「その3の2」、法人は納税証明書「その3の3」

※ 京都市税は、本市から市民税又は固定資産税の課税がある場合のみ提出

サ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）〈1部〉第5号様式

※ 京都市に申請者の水道使用者名義がある場合のみ提出

シ 使用印鑑届〈1部〉第6号様式

ス 誓約書〈1部〉第7号様式

※ ク、ケ、コについては、提出日前3箇月以内に発行のもの。

## (2) 提案に際しての参考資料

ア 京都駅周辺エリアのカルチャーを発信する広報誌『5TO9』について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000322430.html>

イ 京都駅東南部エリア活性化方針

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000217013.html>

ウ 京都駅東部エリア活性化将来構想

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000250877.html>

※ 提案書作成に際し、本要項及び5(2)の資料のほかにも本市から提案者へ提供する資料はありません。提案に際し、必要と思われる事項については、提案者において調査してください。

## (3) 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時必着

なお、提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

## (4) 提出場所及び提出方法

京都市総合企画局プロジェクト推進室まで持参、又は郵送してください。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

## 6 質問について

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、事業者名・担当者名・電話番号を必ず記載のうえ、令和7年4月15日（火）午後5時までに電子メールにより提出してください。件名は【アートプロジェクト企画公募\_質疑（事業者名）】としてください。

質問に対する回答は、令和7年4月18日（金）までに本市ホームページに掲載します。

（ メールアドレス：京都市総合企画局プロジェクト推進室（西本、北河、太田）  
project@city.kyoto.lg.jp ）

## 7 受託候補者の選定方法、選定結果の通知及び公表について

### (1) 選定方法

提出書類を基に、京都市立芸術大学の学識者などの外部有識者に意見を聴取したうえで、本件審査会を開催し、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。ただし、第1順位であっても、評価点が60点未満（総合計点／審査員人数）のときは、受託候補者として選定しません（応募事業者が1事業者の場合も同様とします）。

### (2) 評価基準

審査は、次頁の評価基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。

(評価基準について)

評価項目		配点		評価のポイント	
大項目	小項目	大項目	小項目		
提案内容	1	提案内容の 適確性・実現性・独自性	60	30	事業の趣旨を理解し、ノウハウや知識・経験を生かした独自の創意工夫が見られ、効果が見込める提案内容であるか。
	2	提案内容の 発展性・持続可能性		30	・今後の発展性・持続可能性が見込める提案内容であるか。 ・若いアーティストの成長に繋がる提案内容であるか。 ・アートプロジェクトディレクターの成長に繋がる挑戦をしているか。
事業者の 適格性	3	実施体制	25	10	事業者が提案内容を遂行するにふさわしい体制を有しているか。
	4	アートプロジェクトディレクターの 発展性・持続可能性		10	本業務終了後においても、京都市内で継続した活動を見込めるアートプロジェクトディレクターを配置しているか。
	5	類似業務実績の有無		5	事業者がこれまで提案内容と同種の事業を実施してきた実績があるなど、事業の実施に当たり信頼性を有しているか。
見積金額	6	—	5	5点×(全提案者の中の最低提案価格) ／(提案者の提案価格) ※小数点以下は四捨五入する。	
市内の 中小企業	7	—	10	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業(個人を含む。)かどうか。 ※該当する場合は10点	

(3) 審査員

総合企画局プロジェクト推進室 プロジェクト推進第一課長  
総合企画局プロジェクト推進室 プロジェクト推進第三係長  
総合企画局プロジェクト推進室 プロジェクト推進第四係長  
文化市民局文化芸術都市推進室 文化芸術企画課長

(4) 選定結果の通知、公表

選定結果については、令和7年5月下旬に、提案者へ通知します。その後、提案者名、選定理由及び評価点を公表します。

## 8 委託料上限額

5,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 委託料には、人件費、事務費、イベント開催に係る諸経費（広報費、出展者等へのアーティストフィー（製作費等）、会場使用料、消耗品・備品等の物件費）等を含みます。

## 9 支払条件

契約書の仕様書に定める委託業務完了後、受託者の請求により委託料を支払います。ただし、契約締結前に受託候補者から部分払いを希望する申し出があった場合は、本市と受託候補者で協議し決定することとします。

## 10 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出書類については、本市が特に必要と認めた場合を除き、変更、差替え、再提出を認めないこととします。
- (4) 提案書に記載された見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となります。
- (5) 資格確認書類又は提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。